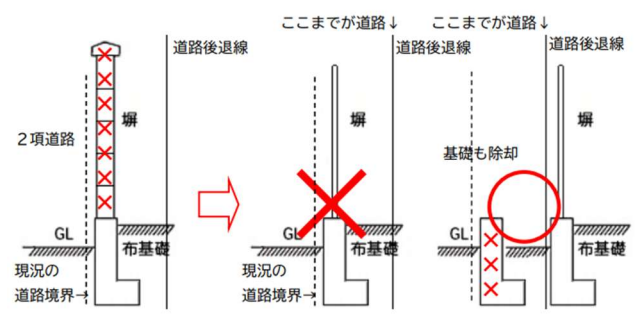
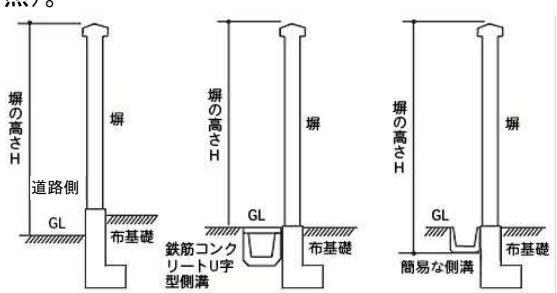
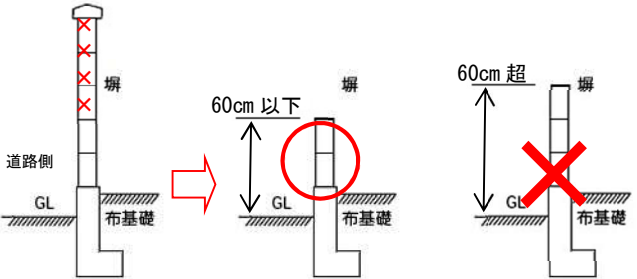


○ブロック塀除却・改修補助に関するQ & A （境港市）

令和5年度版

番号	Q. 質問	A. 回答
【目的】		
目的1	ブロック塀の除却・改修補助の目的は何ですか。	過去の震災で多くのブロック塀の倒壊被害がありました。倒壊した塀の下敷きとなった犠牲者の発生や、倒壊した塀が道路をふさぎ、避難や消火活動の妨げとなった場合があります。これらの被害を未然に防ぎ安全で安心できるまちづくりの実現のため、建築物の耐震対策と併せてブロック塀の耐震対策を促進することを目的としています。
【定義】		
定義1	補助金には、どんな種類がありますか。	・避難路沿ブロック塀耐震対策補助金 避難路沿（不特定の者が通行する道）ブロック塀除却が対象。 上記除去にあわせて行うフェンス・生垣への改修が対象。 ・危険ブロック塀撤去支援事業補助金（以下危険ブロック塀撤去補助金という。） 不特定の者が通行する道に面するブロック塀一部除却が対象。（除却した部分は、道路面からの高さを0.6m以下にすること。）
定義2	不特定の者が通行する道とはどのようなものですか。	広く一般公共の用に供する道をいいます。建築基準法 42条2項・3号の道路、農道、臨港、公衆用道路登記なども含みます。ただし、私道や個人敷地内にある道は含みません。 また、公園等の不特定の者が通行または利用する空間（植栽等があり人が近づくことのない空間は除く）に面するブロック塀等も補助の対象です。
定義3	敷地に接する道が2面あり、避難路沿いと避難路沿い以外の道に接する場合は、どちらの基準（基準単価、上限額）を適用すればいいでしょうか。	避難路、避難路以外のそれぞれの基準（基準単価、上限額）を適用します。

定義 4	2 項道路とは何ですか。	建築基準法第 42 条第 2 項の指定を受けた幅員 4 m 未満の道をいいます。幅員を 4 m にするためにセットバック（道路後退線）が必要で、道路内のブロック塀を全て除却し、セットバックした位置にフェンスを新設する場合は補助の対象となります。 
定義 5	補助の対象としてブロック塀の高さを「60cm を超える」としているのはなぜですか。	地震により転倒した際に児童の命に係わる被害がでるおそれがある塀の高さを 60cm と仮定して高さを設置しています。（転倒時に頭にブロック塀が当たらない高さ）
定義 6	組積造の塀とはどのようなものですか。	レンガ積みの塀や石積みの塀が該当します。鉄筋が入っていないコンクリートブロック塀も組積造として取り扱います。
定義 7	危険なブロック塀とはどのようなものですか。	危険なブロック塀とは、不特定の者が通行する道路に面したブロック塀等（高さが 0.6m を超えるもの）で、別表第 9 又は第 10 の点検表により危険と判断したものをいいます。
定義 8	ブロック塀の高さはどこを計りますか。	原則、道路面側からの高さをブロック塀の高さとします（図参照）。 
定義 9	ブロック塀の長さに控壁の長さを含めても良いですか。	ブロック塀の長さを含めることはできません。
【対象（除却）】		
除却 1	塀に付随する門柱、門扉は、補助の対象となりますか。	塀に付随するブロック造の門柱であれば、除却の対象となります。（門扉は対象になりません。）
除却 2	道路から少し離れた位置にブロック塀がありますが、補助の対象となりますか。	転倒することで道路に影響がある場合は、補助の対象となります。

除却 3	ブロック塀を 2、3 段だけ残す場合は、補助の対象となりますか。	残す部分が 60 cm 以下で、点検表（別表第 9 又は第 10）により安全性が確認できる場合のみ補助対象となります。 （段が低くなくても劣化等があり点検表第 9 又は第 10 により安全性が確認できない場合は対象外となります）ただし、2 項道路沿いでセットバックしていない場合を除きます。（危険ブロック塀撤去補助金を利用する場合は、対象になる可能性がありますのでご相談ください。） 
除却 4	控壁がないが、高さを 2.2m から 1.2m へ下げる改修も補助の対象となりますか。	補助の対象となりません。
除却 5	申請人が自らブロック塀の除却等をする場合は補助の対象となりますか。	補助の対象となりません。申請人が工務店、建設業者、解体業者に依頼して行うブロック塀の除却等が補助の対象です。
除却 6	所有者が法人でも補助の対象となりますか。	補助の対象となります。ただし、工事費を税抜きとして申請するか、工事費が税込みの場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請してください。
除却 7	擁壁の除却は補助の対象となりますか。	既製品のコンクリート擁壁等は補助の対象となりません。
除却 8	自宅と貸家の 2 棟分の塀の安全対策を実施する場合、それぞれの塀が補助の対象となりますか。	自宅の塀と貸家の塀を明確に区分できる場合、それぞれ補助の対象とできます。
除却 9	塀の延長が長いので、補助金限度額で除却できる範囲のみの工事と実施したいが、補助の対象となりますか。	危険なブロック塀が一部残る状態であれば、補助の対象になりません。ただし、危険ブロック塀撤去補助金を利用する場合は、対象になる可能性がありますのでご相談ください。
除却 10	同一敷地内で危険なブロック塀と健全なブロック塀が混在する場合、除却費の全てが補助の対象となりますか。	健全なブロック塀の除却費等は補助の対象になりません。危険なブロック塀のみが補助の対象となります。
除却 11	ブロック塀の基礎がない場合、塀を 2、3 段だけ残す除去は補助の対象となりますか。	塀の基礎がない場合は、補助の対象となりません。（基礎については、除去 15 を参照ください）ただし、危険ブロック塀撤去補助金を利用する場合は、対象になる可能性がありますのでご相談ください。
除却 12	既設擁壁や側溝等の上にブロック塀がある場合、塀を 2、3 段だけ残す除却は補助の対象となりますか。	既設擁壁や側溝等の上に塀がある場合は、基礎としての構造強度や差し筋が不確かで、安全性の確認ができない場合は、補助の対象になりません。ただし、危険ブロック塀撤去補助金を利用する場合は、対象になる可能性がありますのでご相談ください。

除却 13	ブロック塀除却に併せて基礎を除却する場合 補助額の上乗せがありますか。	あります。 例：避難路沿いのブロック塀除却の場合 ブロック塀のみ除却の場合 最大 30 万円 上記除却と併せて基礎を除却する場合 最大 60 万円
除却 14	上記、基礎の上乗せは、どんな基礎でも対象 になりますか。	ブロック塀が地盤面から 30 cm以上埋まっている場合や、 コンクリート基礎がある場合等を対象としています。 実績報告時に基礎の写真を添付ください。
除却 15	ブロック塀除去の申請は、一敷地単位で行う のですか。	ブロック塀除却の申請は、構造的に独立した塀ごと又は、 面する道路ごとに申請可能です。現状に適した方で申請く ださい。ただし、敷地内の危険なブロック塀を全て除去し ていただくことが条件となります。 例：構造的に独立した危険なブロック塀が 3 箇所ある場合 最大 30 万円× 3 申請＝最大 90 万円 上記除去と併せて基礎も除去する場合 最大 180 万円
除却 16	構造的に独立した塀とは、どのようなもので すか。	門扉等により区切られているものを対象とします。ひび割 れ等により隙間が空いただけのものは対象となりません。
除却 17	年次的、段階的な除却（申請）は可能で すか。	年次的、段階的な除却（申請）は対象としていません。た だし、補助金を使用して除去したのち（数年後）、健全な ため残しておいたブロック塀が老朽化により危険ブロック 塀となった場合は、再度補助金を申請していただくことは 可能です。
除却 18	危険なブロック塀は塀全体を除却することが 必要ですか。	診断により危険と判断された部分のみカッター等で縁を切 り、部分的に除却することも可能としています。ただし、 部分除却により残置したブロック塀の危険性が増大しない ことを条件としています。（2 項道路沿いでセットバック していない場合を除きます。）
【対象（改修）】		
改修 1	危険なブロック塀を除却した後、塀の復旧に あたりどのような改修が補助の対象となりま すか。	金属製フェンス、木製フェンス等の軽量な柵、生垣等へ作 り替えを行うもので、塀の機能を保つために設置するもの が補助の対象になります。
改修 2	ブロック塀を除却した後に軽量フェンスを新 設する場合、フェンスの下部をコンクリート ブロック造にできますか。	コンクリートブロックを数段設置し、その上にフェンスを 新設するものは、補助の対象となりません。
改修 3	既存のブロック塀の基礎等の一部や石積み擁 壁等をフェンスの基礎とする工事は、補助の 対象となりますか。	既存基礎を利用する場合、設置するフェンスの安全性を確 保するため、既存基礎がフェンスの基礎として十分な構造 でない場合は補助の対象になりません。また、既存擁壁上 にフェンスを設置する場合は、擁壁を含めて安全性の確認 をする必要があります。

【対象（その他）】		
その他 1	除却を今年度、フェンス等への改修を来年度以降行う場合は補助の対象となりますか。	同一年度で行うものを補助対象としています。
その他 2	改修のみ補助を受けることはできますか。	除却と併せて改修を行う場合のみ補助対象としています。
その他 3	すでに工事を終えています、補助の対象となりますか。	事業の交付決定を受ける前に着手した工事は補助対象にはなりません。
【工事費】		
工事 1	控壁の除却費用については補助の対象となりますか。	補助対象となります。除却工事の代金の中に含めてください。
工事 2	見積書の作成方法を教えてください。	塀の除却、基礎の除却、フェンス等の新設にわけて作成してください。これらに直接関係しない費用は、補助の対象外です。
【点検】		
点検 1	別表第 9、第 10 の点検表は誰が確認しますか。	補助金申請前に申請者または申請者が依頼した建築士及びブロック塀診断士が行い、申請書を提出してください。
【予定】		
予定 1	来年度以降、補助金制度はありますか。	今回の様子を見て需要があるようであれば、来年度以降も予算要求をしていく予定です。